

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区関原1丁目14-2

氏名 竹下産業株式会社

代表取締役 竹下 敏史

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

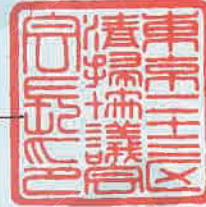
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年1月29日

中野区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

- | | | |
|---|--------------|-----------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設 |
| 4 | 作業場所 | 中野区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和6年2月1日 から
令和8年1月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区長に審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。